

議案第71号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

南鎌倉保育園の位置を改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区新小岩保育園の項を削り、同表葛飾区南鎌倉保育園の項中「〃 鎌倉二丁目17番4号」を「〃 鎌倉一丁目7番3号  
葛飾区子ども未来プラザ鎌倉内」に改め、同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る。

付 則

この条例中別表葛飾区新小岩保育園の項を削る改正規定及び同表葛飾区立石駅前保育園の項を削る改正規定は令和2年4月1日から、同表葛飾区南鎌倉保育園の項の改正規定は同年1月1日から施行する。